

地方財政健全化法

「地方財政健全化法（地方公共団体の財政の健全化に関する法律）」は、平成 19 年 3 月の閣議決定後、同年 6 月に制定しました。

この地方財政健全化法では、「地方公共団体は、毎年度、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4指標（健全化判断比率）を監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、市民に公表しなければならない。」と規定しています。この背景として、北海道夕張市における財政破綻など、地方財政の悪化を早期改善（健全化）につなげることを目的としています。これにより、「財政状況の悪化が一定の基準を超過した場合には健全化又は再生計画を定めなければならない。」との義務付けがなされました。

この公表の対象となる4指標（健全化判断比率）とは、普通会計の収支に関する「実質赤字比率」・公営事業会計も合わせた「連結実質赤字比率」・公営企業債なども含め一般財源規模に対する公債費の割合を示す「実質公債費比率」・公社、第3セクターなども加えた実質的負債に関する「将来負担比率」のことをいいます。これら4指標については、毎年度の決算審査において、監査委員の審査に付したうえで、議会に報告し、市民への公表が義務付けられています。

総務省では、平成 20 年度（2008）年度に全ての地方自治体に4種類の財政指標の公表を求め、そのうちいずれかの指標が基準を超えて悪化した場合には、財政健全化計画を策定しなければなりません。これに加え、公認会計士などによる外部監査が義務付けられることになります。さらに財政状況の悪化が進行した場合には、第2段階として、財政再生団体へ移行し、国の管理下での再生計画を策定することになります。

今回の「健全化判断比率」は、フロー指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率）だけでなく、ストック指標（将来負担比率）についても取り入れており、これまでの普通会計（主には一般会計）での財政指標に連結ベースでの財務状況を加えている点が特徴点と言えます。

★調布市では、この地方財政健全化法の施行を踏まえ、経常収支比率等の従来の財政指標に加え、これまで以上に連結ベースでの財政構造の改善に取り組んでいきます。また、世代間負担の公平化と将来負担の在り方を検討しながら、債務残高の縮減とともに透明性の向上にも努めていきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律関連

(力行)	
健全化判断 比率等	健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、毎年度の決算後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標及び公営企業にかかる資金不足比率とともに、各指標の算定において基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会報告することが義務付けられました。 なお、健全化判断比率は、議会への報告後、公表しなければならないとされています。 ※ 各資料の説明については別掲載
(サ行)	
財 政 再 生 基 準	従来の地方財政再建制度は、地方公共団体の普通会計を主な対象とする「地方財政再建促進特別措置法（財政再建法）」を中心として組み立てられてきましたが、早期健全化の枠組（早期健全化基準）を設け、なお改善しない場合に再生の枠組（財政再生基準）に移行するという2段階の新たな手続きを構築するための基準です。 各指標の財政再生基準は、実質赤字比率 20%・連結実質赤字比率 30%・実質公債費比率 35%の各健全化判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めることが義務化されました。
資 金 不 足 比 率	公営企業会計ごとに算定するもので、一般会計での実質赤字に相当する資金不足額を、営業収益の額などから算定する事業規模で除して得た指標です。地方公共団体の全会計を通じた連結実質赤字比率の算定において、個別の会計ごとに公営企業会計の資金不足額を求め、算入するとともに、個別資金の不足比率を算定することとなります。 調布市では下水道事業特別会計が該当し、黒字決算の場合は、マイナスとなり、表示は「-」となります。
実 質 赤 字 比 率	地方公共団体の一般会計や一部の特別会計について、歳出に対する歳入の不足額がある場合に、その赤字額を地方公共団体の一般財源の標準規模を表わす標準財政規模の額で除して得た指標です。 調布市では一般会計・用地特別会計（一般会計等といいます。）の実質収支額の合計額が黒字か赤字かを比率化するもので、黒字決算の場合はマイナスとなり、表示は「-」となります。 ※黒字決算の場合は実質収支比率のマイナス表示となります。
実 質 公 債 費 比率	実質公債費比率は、普通会計以外の公営企業会計や一部事務組合なども含めた義務的な公債費等が何にでも活用可能な財源（一般財源）に占める割合のことをいいます。公債費比率が普通会計単独であるのに対し、連結ベースでの公債費比率を算定することで、企業会計における連結決算の考え方の財政指標となります。⇔公債費比率 ※ この比率は3か年平均値で算出し、18%以上の場合は地方債の許可・25%以上は地方債制限団体となります。 ※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率（4指標）となりました。また、都市計画税収を特定財源として扱うことになっています。《再掲》

将来負担比率	地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになる実質的な負債額を把握し、この将来負担額からその償還に充てることが可能な基金等の額を控除した上で、標準財政規模を基本とする額で除して得た指標です。 一般会計等の地方債残高に加え、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の公債費に充てるため一般会計等が負担することになる見込額、退職手当支給予定額等の一般会計等の負担見込額、連結実質赤字額などが含まれることとされています。 実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率がフロー指標で、当該年度における現金の流れを示したものであることに対し、将来負担比率は地方公共団体の負債の状況や将来の収支見通しを把握するために新たに導入されたストック指標となります。
早期健全化基準	従来の地方財政再建制度は、地方公共団体の普通会計を主な対象とする「地方財政再建促進特別措置法（財政再建法）」を中心として組み立てられてきましたが、より早期に是正を図るための基準となるものです。 各指標の早期健全化基準は、実質赤字比率 11.25%～15%・連結実質赤字比率 16.25%～20%・実質公債費比率 25%・将来負担比率 350%を基準とし、各健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めることが義務化されました。
（タ行）	
退職手当負担見込額	新たに導入された将来負担比率の算出において、一般会計等の地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計の公債費に充てるため一般会計等が負担することになる見込額に加え、職員の退職給与引当金相当額についても負債の一部として将来負担額にカウントすることとなりました。 連結ベースでの将来負担額を負債と資産のストック状況に義務的な将来負担額である退職手当負担見込額として算出し、負債額に加算します。
（ウ行）	
連結赤字比率	地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、地方公共団体全体の歳出に対する歳入の資金不足額がある場合に、その赤字額を、標準財政規模の額で除して得た指標です。 調布市では実質赤字比率の対象となる一般会計等、国民健康保険事業・介護保険事業・後期高齢者医療・下水道事業の実質収支額の合計額が黒字か赤字かを比率化するもので、黒字決算の場合はマイナスとなり、表示は「-」となります。